王充の歴史意識について

内山 俊彦

いかに想念されていたかを瞥見しておくこととする。 本稿は、 王充の歴史意識についての考察を意図するものであるが、前もって、 彼に前後する後漢初期に歴史が

善讖、 不道、 と、火徳の漢朝の、高祖九世の後裔たる劉秀が正統の天子であることを謳っている。 『続漢書』張純伝によれば張純の筆に成る)に引かれた「河図会昌符」その他には、「赤漢徳興、 後漢光武帝劉秀がその勢力を形成した過程では、劉氏ないし劉秀が天下を得ることを示唆する、「劉秀発兵捕 明帝・章帝にも継承された。光武帝の泰山封禅(建武三二年)の際の刻石の文(『続漢書』祭祀志上、なお 及顕宗・粛宗、因祖述焉。自中興之後、儒者争学図緯、 卯金修徳為天子」等々という図讖が利用され (『後漢書』本紀その他)、そして図讖への関心は、「初光武 兼復附以妖言。」(『後漢書』張衡伝)というごと 九世会昌」など

劉秀政権樹立に利用され、

後漢初期に盛行した図讖の説は、

歴史意識という問題関心から見るならば、

歴史に

湯・武・漢高祖に至って天下を有したことをいい、「帝王之祚」は、遠祖以来の「徳」「業」の累積を前提とする ・『文選』巻五二)もまた、決定論的立場をとるものである。この「論」で班彪は、 稷・契および堯の子孫

天水の隗囂に従っていたとき、隗囂との問答を動機として著した「王命論」(『漢書』

言された、その意味において聖なるものとしているといえる。

班固の父、

班彪が、

もの、「然後精誠通於神明、流沢加於生民、故能為鬼神所福饗、天下所帰往」、とし、そうでなくして「屈起して

此の位に在るを得る者」を見ぬ、「神器有命、不可以智力求也」と説く。そして、「夫餓饉流隷、 願不過一金、 神明之祚、 然終於転死溝壑、 可得而妄処哉」と論ずる。歴代の王朝を古帝王・古英雄の苗裔とする系譜は、『史記』本 何則、 貧窮亦有命也」、との宿命論、あるいは有命論に拠りつつ、「況乎天子之貴 飢寒道路 :: 所

紀・世表にも見られるごとく、前漢中期までにすでに構成されていたが、この系譜化は更に、 子たるべき人はかかる特定の世系に限られているとする有命論、 とする説をも生んだ(『漢書』眭弘伝に見えるのが最も早い)。 班彪は、こうした説をふまえることによって、天 その意味での決定論に立ち、 劉氏を支持すると 漢の劉氏を堯の後

隗囂のごとき、新から後漢初にかけて台頭した新勢力を牽制しようとした。

によって決定論を根拠づけることとがなされている。帝王たるべき「命」は、 朝・天子という国家レベルの事柄に結合され、有命論的決定論によって王朝の位置を正当化することと、応報論 その意味での応報論的思考をも含む。本来的には個人レベルで発想されたであろうこの両者が、班彪の場合、王 の面を持つことにおいては図讖説的決定論と異なるが、しかし、応報を天子の世系の特定化という観点から説 特定の世系のみがこの「命」を享受すべく決定されている、とするのである。「王命論」の所説は応報論 は、 右のように一面では有命論に立つが、 他面、 祖先の徳業が子孫に栄達・繁栄をもたらすとする、 遠祖の徳業への応報に起因し、そ

ているのは、

態の

「後伝」を継いで作られた班固の『漢書』が、「漢帝本系、

出自唐帝」(高帝紀賛)とし、

図讖説による王朝の神聖化をむしろ補強しているものといえよう。

と劉氏堯後説とによって、 みて挙兵し、「唐統を系ぎ、漢緒を接け」たとし、更に建武・永平の治世のことに及んでいる。ここでは、 とする見地による断代史であることは、改めていうまでもない。そして彼の は、 『漢書』に記されている時代の後、「聖皇」(光武帝)が「乾符」「坤珍」「皇図」「帝文」にかんが 劉氏の天下恢復の必然性が主張されているのである。また「典引」(『後漢書』本伝 「東都賦」(『後漢書』本伝・『文 図讖

とするものである。「典引」には、「天乃帰功元首(堯)、将授漢劉、…故先命玄聖、使綴学立制、 唐以来漢劉に至るまでを述べ、堯を継いだ火徳の「聖漢」の「正統」、「高(祖)光(武)二聖」「四宗 明四帝)」 の徳を力説する。これは、『漢書』の時代の遥か前に遡りつつ漢朝の出現の必然性を証しよう 宏亮洪業 (文

…」ともいうが、玄聖とは、『文選』李善注や『後漢書』章注が「春秋演孔図」を引いていうとおり孔子を指し、

『文選』巻四八)では、宇宙・万物の始源から筆を起こし、氏号ある最初の君主としての太昊(伏羲)、そして陶

漢代春秋公羊学のいわゆる「新王」説に図讖説を導入し、漢朝を聖人孔子によって予知されたものとするのであ のである。これも図讖説に依るものであることは、「図書亮章、 これは、「蘊孔佐之弘陳羅は、陳香道也。」「孔猷先命、聖孚也」の語とともに、孔子が漢のために制を立てたとするも のち何休の『春秋公羊解詁』に連なるものであるが、ここでも決定論的観点から歴史が考えられている。 天哲也」という所にも見られる。董仲舒以来の

その意味で聖なるものとして、その位置を正当化された。先に述べた決定論=必然論の杭は、 漢王朝は班固において、火徳にして堯の後裔なる由緒に立ち、図讖によって保証され孔子によって予知された. 最も明確な形で歴

史に打ちこまれたのである。

文」といい、また、堯と漢が火徳であることを証するのも左氏のみ、 に見たごとき後漢初期の図讖説がらみの漢王朝観に、左氏学を融合させたものであることはいうまでもない 一方、左氏学派の賈逵が、 章帝の初め条奏して、「…五経家皆無以証図讖、 と主張した (『後漢書』本伝) 明劉氏為堯後者、而左氏独有明 のも、 以上

で疑う要はあるまい。それを裏書きするように、 く)にいうのは、 固年十三、王充見之、拊其背、 恐らく虚構であろう。 しかし、 謂彪曰、此児必記漢事」と、 王充は『論衡』で、 王充が京師で班彪に師事したという『後漢書』王充伝の記事ま 班彪・班固のことにしばしば言及し、 謝承『後漢書』(『後漢書』班固伝章注引 彼ら

『論衡校釈』(附劉盼遂集解)によるが、句読については同書に従わぬ場合もある。) であろう。しかしまた、「論衡者、所以詮軽重之言、立真偽之平」(対作)と自負した王充のこと、班氏父子、更 なのは、 には時代の風潮に対して独自な姿勢が、歴史への見方にも存していたであろう。そうした問題を考える上で重要 父子を称揚してもいる。 彼の命定論と大漢 それは、 (宣漢)論とである。(以下、『論衡』のテキストは中華書局新編諸子集成所収黄暉 個人的な繋がりを語るだけでなく、何らか思想的な共通点の存在をも示唆する

同時に、偶然論的であることになる。必然性が、「気」の「自然」なはたらきとして想念され、かつ人の知識や「6) 規則的で、 らず、個人の運命の変動や個人間の運命の差異についても規則性が考えられていない。それ故、人の「命」は無 「命」は「自然之気」(初稟)の発現であり、「命」を決定する主体(作為者)はいかなる意味でも設定されてお 「気」によって形成されており、人の「命」もまた「気」の発現の結果だとした。「命」は「死生寿夭之命」と 行為の外側にあるとされることで、偶然性に帰結しているのである。「命」の禍福は、 とされた。これは、 「貴賎貧富之命」と(命祿)に分かたれるが、そのいずれも、人が生まれながらに与えられた「気」にもとづく. 王充が、万物の存在・運動を「気」の概念をもって説明したことは、改めていうまでもない。彼は、 のもとにあるから、人の資質・才能や、行為の是非とは無関係とされる。 人にとり予測も変更もなしえぬ、不可知的、偶然的なものとされる。こうして彼の必然論的運命観は 運命が先天的に決定されてあるとする命定論であり、必然論である。しかも彼によれば、 かかる必然―偶然性

右は王充の運命論として周知のものであるが、この「命」の概念を、

彼は国家

(王朝)

の歴史にも適用した。

結果論に立って、「民治国安者、賢君之所致、民乱国危者、無道之所為也」とするが、実は、「教之行廃、 なる説について、「如実論之、命期自然、非徳化也」としてこれを否定し、論者たちは「拠效而定賢」、すなわち 皆在命時、非人力也」、という。国家の治乱安危は、「命」、そしてそれによって決定される「時」「期」にも 古今の論者の「古人君賢、 則道徳施行、 施行則功成治安、人君不肖、 則道徳頓廃、 頓廃則功敗治乱」 国之安

星推移、人有盛衰」という、「衆星」に繋がるところの「国命」に当たる。王充が、人の「命」を「気」に帰す 天」というように「上天」に関係づけられているが、これは命義篇に「国命繋於衆星、 かく国家レベルに適用されたものとしての「命」は、 同じく治期篇に「夫世乱民逆、 列宿吉凶、 国之危殆災害、 国有禍福、 繋於上

とづくもの、とするのである

至於富貴、 所稟猶性、所稟之気、得衆星之精。衆星在天、天有其象、得富貴象則富貴、 得貧賎象則貧賎。

いわゆる「貴賎貧富之命」についてはこれを「衆星」に結合したこと、

天有百官、 有衆星、 天施気而衆星布精、 天所施気、 衆星之気懷鬱在其中矣。人稟気而生、 含気而長、 得貴則

貴、得賎則賎。

るなかで、

想定したのであろう。もっとも、一国中の多数の人びとが、災害や戦争に際会し、ことごとく同一の運命 というごとくである。 を規定された個々人の、その集合としての国家を考え、個々人の「命」の総和として国家全体の 国命 が 「上天」の 「衆星」に繋がるというのは、 かように「衆星之精」 によって

ど)に逢着する場合に関しては、「国命勝人命、

寿命勝祿命」としている。ここではしかし、「国命」が個々の

同篇に、

たい(注12参照)。 一人命」の総和であるに止まらず、それを超える性質を持つとされているが、このことについては後に再び触れ

に天下の支配者たるべき「自然」なる「命」を有していることになる。かような考え方は、 さて、国家の治乱安危は「命」にもとづくとする命定論に従えば、王充自身の時代の王朝としての漢も、 歴史――具体的には王 当然

朝国家の治乱興廃―を、必然の (同時にまた偶然の)「命」に属せしめるものであるといえる。そこでは 現在

の王朝の位置が、「命」(ないし「時」「期」)という、 命義篇に「項羽用兵過於高祖、 高祖之起、有天命焉」というのも、漢朝に右の様な意味での「命」が 人為の外側にあるものにもとづけられることによって、正

儒者論曰、王者推行道徳、 五代醣質量皆一受命、 唯漢独再、 受命於天。論衡初稟、(8) 此則天命於漢厚也。 以為王者生稟天命。性命難審、 如審論衡之言議党凝涉、 生稟自然、此亦漢家所稟厚也 且両論之。 …如儒者之言、

あるとするものであるが、

特に恢国篇には

当化される。

「命」、という思考回路で証明しうるものであることを強調している。王充における「天」は物質的な天空である (談天・説日・自然等)、「天之動行也、 儒家の説と自説を比較しつつ、自説が、漢朝の位置の正統性を、「自然」なる「気」、その発現としての 施気也」(自然)等々といい前引の命義篇の文にも見られるように、

それは「気」の流出する根源であるから、 「天命」説が成立するのである。 右のような、「気」の概念に媒介された、儒家のとは異質の、

王充のいわゆる大漢(宣漢)論もまた、「気」の概念の展開されたものである。 非古之天厚、而今之天薄也」と、「気」の根源としての「天」が古今等質であることをいうが、特にこの 自然篇にも、「夫今之天、古之

世若一。

問題を専論しているのは、周知のごとく斉世篇である。そこでは王充は 上世之天、下世之天也。天不変易、気不改更。…一天一地、並生万物、 万物之生、 俱得一気、 気之薄渥、

万

すなわち、「天」「地」そして「気」は、古今を通じ時間的に等質、不変であるとし、そこから、「上世之民!

世之民也、 る人の、 生理的な面での時間的等質性を抽き出し、更に、「上世之人、 倶稟元気。元気純和、古今不異、則稟以為形体者、 何故不同。…」という、「気」によって形成され 所懷五常也、下世之人、亦所懷五常也」

夫上世之士、今世之士也、倶含仁義之性、 則其遭事、 並有奮身之節」、という、人(特に士)の、 精神的、 道徳

的な面での時間的等質を導き出す。かかる観点から、

夫上世治者、 聖人也、 下世治者、亦聖人也。聖人之徳、 善後不殊、 則其治世、 古今不異。 …帝王治世、 百代

然」なるものとして持つとされた時間的等質性が、古今の歴史に、 という、 君主の政治は古今にわたり時間的に等質、 したがって等価であるとする主張がなされる。「気」が 機械的、 無限定的に適用されているのである。

右のような論理に立って、「上世」の「人」(「士」「民」)が生理的・精神的に「下世」(「今世」

思想が流れやすい、上古の世を理想化するのと反比例して後代ないし現在を価値的に劣位に置く傾向への批判と とも)のそれに優るとする、「高古而下今」「尊古卑今」の説への非難がなされていて、それは、漢代儒教の尚古

徳化則周不能過漢」(宣漢)等々と表明されているものである。 美する根拠ともなった。 なってい 同時に右のような論理は、 (2)いわゆる大漢論であって、他篇にも、「方今聖世、堯舜之主、 「大漢之徳不劣於唐虞也」と、 漢王朝を堯・舜などに並ぶものとして賛 流布道化」(講瑞)「夫実

まざまの祥瑞が発生したと説く。彼は、 大漢論にはまた、 (講瑞・指瑞)。 かつ、「物生為瑞、 祥瑞説が附着する。 人生為聖、 祥瑞をも「気」の概念によって解釈し、それを「和気」の生ずる所とす 王充は、「論符瑞則漢盛於周」(宣漢)として、漢代にも上古に劣らずさ 同時俱然、 時其長大驚 、相逢遇矣」(指瑞)「君徳遭賢 時適

嘉物奇瑞偶至」(卜筮)のように、祥瑞と人事、また「君徳」と「時」の間に偶然論を介在させ、

「吉凶之応」は「天道自然」であるとする(卜筮)。したがって彼の祥瑞説は、

周の盛世と同じく なそれとは異質なものとなった。しかし反面、かく祥瑞に関して、 祥瑞を必然―偶然性(「自然」性)のもとに生起するものとして認めることを意味した。祥瑞は、 (あるいはそれにも増して)漢代にも、「自然」に生ずるとされ、そのことが、 彼の運命論のなかの偶然論が主張されたこと 漢は唐虞に劣 堯 ・舜や

らずとする大漢論の一つの支柱をなした。

以上には、「命」 の思想と大漢論とに即して、王充の歴史に対する態度を概観した。彼自身の時代の王朝とし

者によれば、 ての漢は、 右の前者によれば、王者たるべき必然の 堯・舜や周に等しい · 「徳」 や符瑞を、「気」 「命」を、 の不変性にもとづいて有するものとされている。 命定論的意味において具えるものとされ、 また後 前者

漢代儒教の天人相関説的

人

君

代 は に優るとも劣らぬ実質(「徳」と符瑞)を付与するのであり、 漢王朝をば、 先行する 「五代」と同じく「天命」を稟けたものとして位置づけるが、 両者はあいともなって、 漢王朝を正当化する 後者はこれに、 $\vec{\Xi}$

この両者を通ずる発想の特質として、歴史の自己完結性というべきものがある。

構造をなしている

ら「人事」の主体性が除去されている、といえよう。 ての一命」 所能成也」というように、 ぜしめることは考えられえない。したがって、斉世篇に「堯舜之禅、湯武之誅、 的等質性のもとにあるとされるから、(「尊古卑今」への批判がなされる反面)ここでも、 て「自然」 徳化也」「非人力也」、すなわち、 命」の思想にあっては、 ―による、とされる。ここでは、大漢論の古今等質の論理と「命」の思想との接合によって、歴史か のままに現出し進行するのであり、 大漢論の根拠をなす、 政治上の変化が起こってもそれは、「天命」―「天」を根源とする「気」の発現とし 王朝の稟受した「命」の必然性とは「気」にもとづくものであるから、 現実の君主など為政者の資質やその行動の是非に関係なく、 古今の等質不変という論理においては、 かかる歴史とは究極的に、「気」の自己運動にほかならぬのであ 人の精神や行為自体が、「気」 皆有天命、 人為が歴史に変化を生 非優劣所能為、 人為の外側 それは に 人事 非

しかたは、 「気」の概念そのものの性格に、 定型の物質であり、 右の自己完結性は、 「夫天覆於上、 万物の構成要素であるが、それは前述のように時間的に等質不変な存在で、 王充の用語をもってすれば「自然」性とも呼びうるが、 地偃於下、下気烝上、上気降下、 由来するものである。 彼のいう「気」とは、 万物自生其中間矣」(自然)「陰陽之気、 「雲煙の若き」 それは、 彼の思想の基軸をなす (変虚 かつその運動の 凝而為人、 自 **|然等)**

展的、 う興廃の反復とされ、「自然」―必然的(人にとっては偶然的)に進み行くものとされたのである。 にしても、「昌必有衰、 気 年終寿尽、 と説明している所にも現れているごとくである。 歴史が自己完結的な興廃の反復とされたことの帰結でもあるのは、 の概念は、 自己完結的なものでしかありえぬ。当然、「気」の発現のひとつのかたちとしての、 漢代儒家と同様の文質や忠・敬・文の循環を論じており、 死還為気」(論死) 「素朴唯物論的というべきものであり、そこでは、「気」を原因とする万物の存在・運動も、 興必有廃、 のような、 興昌非徳所能成、 非発展的な循環、 然則衰廃非徳所能敗也、昌衰興廃、皆天時也」(治期)とい 聚散、 これは「尊古卑今」 自己運動の反復と考えられていた。 文質の循環を「世有盛衰、 批判にも関連するが、 国家・王朝の 衰極久有弊也 王充は か 命 育世 かる 非発

=

たのであり、 王充の思想を歴史意識という問題関心から見るとき、それは、どのような意味を持っていたであろうか。—— 論衡』自紀篇・『後漢書』本伝などから知られるように、王充は生涯の大部分を郷里の地方官吏として過し しばしばいわれるごとく、『論衡』にはそこから来る不遇感がうかがわれるが、 自らその職にあった功曹について「衆吏之率」「功曹之官、 相国是也」(遭虎) 半面、 彼は地方官

業をも営んでいた」家の出身で、「中小地主階層の要求を反映する」思想家としたのが、私には最も共感できる.自負を抱いてもいた。王充の出身階層については種々の見解があるが、かつて呉則虞氏が、彼は「一般地主でさ

「一般地主で商 と記すような

として有能であり、

とにより漢王朝を正当化し賛美したのは、この意味で当然であった。その限りでは、班彪・班固、 章帝期の政治状況は、この希求をほぼ満たしうるものであった。彼が、「命」の思想と大漢論 こうした立場にあった彼において、国家と社会の安定が希求されることはいうまでもないし、 後漢初期 (祥瑞説を伴う) 更には賈逵

護・礼賛という共通感覚を、彼も分有していたといえよう。

〈別通・須頌・佚文〉)のような、彼に前後する時代の知識人たちの漢王朝擁

(王充は賈逵を班固と並称している

であった。王充は、 後漢初めに盛行していた図讖説は、 しかしながら王充にはまた、 実知・ 知実両篇で、聖人が未来を予言する能力を持つとする儒者の論を批判し、「孔子将死 同時代の思想的風潮と比較しての、 歴史に予言を持ちこみ、それを介して決定論=必然論の杭を打ちこむもの 独自の姿勢というべきものがあった。

遺 の遺した讖によって予言されたという意味での聖なるものではあり得ぬこととなる。 述のように必然であるとともに不可知・偶然とされたからであるが、これにより、 の説を「虚」であるとする(実知)。これは、王充においては、「気」の発現としての 彼にとっての漢 図讖説と彼の説では 王朝は、 「命」が、前 聖人 とも

に必然論とはいえても、かく性質が異なる。

ように、応報論的思考を斥ける 特定化し、 班彪の 「王命論」は、 有命論的決定論を根拠づけていた。王充は、 「帝王之祚」は祖先の徳業にもとづくとし、 命義篇でいわゆる三命のうちの 班彪の有命論と王充の命定論とは類似する所 その意味での応報論により、 「随命」を否定してい 君主 0 が 世 一系を

「気」の概念に立つ必然―偶然論なので、 しかし、 前者が儒教的な応報論と接合して、「窮達有命、 (なお福虚・禍虚篇参照)。 応報論的思考とはあい容れない。王充にあっては歴代の王朝は 吉凶由人」とも説くものであるのに対し、 後者は 遠祖

明」に通じ「鬼神」に饗けられた世系とされるのではない。この相違はもちろん、「王命論」に見られるような される。 の徳業などによってではなく、ただ「自然」なる「気」の発現たる「命」によって必然的に王者になったものと 彼にとっての漢王朝は、「命」(及び大漢論)によって正当化はされるが、 班彪におけるごとく、

固が、 劉氏は堯氏の後、 火徳であり、 図讖によって保証されたものとする、 決定論=必然論的な歴史への見

漢代儒教的天命説を、

王充が認めなかったことによる。

当化は、 定論は、 王充にも、 方に立って、 神聖化を伴わない。班固は「典引」王朝の「天命」稟受をも、「気」の 「春秋、 漢王朝を神聖化したのに対し、 漢之経、 孔子制作、垂遺於漢」(程材)「春秋為漢制法」(須頌)「文王之文、伝在孔子、 班固は「典引」で、「玄聖」孔子が天に命ぜられ漢のために制を立てた、 「自然」 王充は、 な運動の一つの結果とするものであるから、 「気」の思想にもとづいて漢王朝を正当化した。 彼の漢王朝正 充 孔子 Ō

を受けたものであるが、しかし王充は聖人の予知能力を否定するのであるから、 彼においては孔子は漢朝の予言

伝在漢也」(佚文)という、『春秋』は漢のために制作されたとする説がある。

為漢制文、

班固との相違はそこにも存する。

王充の歴史意識が投げかけた問題として、 なお、 若干の事柄を指摘しえよう。

動の是非とは無関係とされた。よって、儒家の説におけるごとき、王者の受命をその道徳的善性に結合する考え 王充がその思想の基軸とした「気」の概念の性格よりして、 王朝の稟けた「命」は、 君主の資質やその行

董仲舒らの「新王」

否定される。 方 (初稟篇にいう「修己行善、 天子ないしその世系を、 善行聞天、 道徳的意味において衆人に優るとして特殊化することは、 天乃授以帝王之命也」)が否定され、 班彪に見られたごとき応報論も 彼の論理からは

成立しない

のであり、人為により変化することがない。また、君主の政治行為が陰陽の気に作用を及ぼし自然現象に影響を (二) 王朝の「命」、その治乱興廃の歴史は、 「風気不和」(譴告)の結果、「天地之気」(講瑞)による現象であり、「瑞応猶災変也」(同)、 与えるとする、 漢代儒家の災異説も、 彼にあっては容認されえない。「災異」「災変」が言われても、 王充によれば、「気」の自己運動の発現として 「自然」に進行する 前述の祥瑞と同様 それ

逆の方向へ、すなわち、 王充自身が生きていた、後漢初の政情安定期という背景がもし失われれば、彼自身の漢王朝への賛美の態度とは 有することとなる。 移行しうるものではなかろうか 王充によれば、 しかもそれは予測も変更もされえない。 漢王朝も、 現王朝の衰滅の必然性を強調する立場、 先行する諸王朝と同じく、 「昌必有衰、 かく王朝の命数の有限性を明確に認める考え方は、 更には、 興必有廃」、衰滅すべき「天時」を必ず 新たな国家の出現をも待望する姿勢へ

歴史と自然とに対し主体性を持たぬこととなる。

に解釈されている。

こうした意味で、

国家・王朝の歴史は、「気」の自己運動に一方的に従属しており、

由来するものである。 は 右のような事柄は、 彼の歴史意識の発想の特質としての自己完結性(「自然」性)、そしてその根底にある「気」の概念の性格に、 歴史を「気」の自己運動とし、 先に見た、王充が同時代の思想的風潮に対して持っていた独自性とともに、 かつ人為から切り離すのが、 彼の究極の立場であった。 思想構造的に

かる「気」 を間に置いて、 の思想の立場からは、 考えることが可能だったのである。「今上韓即命、 王朝・国家の歴史に対しても、自己をそれと完全には一体化させず、 未有褒載、 論衡之人、為此畢精」(須頌)と、 ある距離

の思いを顕わにしながら、しかも王充は、「在古荒流之地」(同)というごとく辺地にあり、 階層的にも、

大豪族ではなかったから、皇帝からは遥かに遠い所にいた。こうした意味でのいわば孤立こ

右のような距離を置く立場を、彼に与えたのではなかったか。

特権的な高級官僚、

ているわけであるから、歴史のなかでの自己の存在の意味の認識、あるいは主体的な自己規定は、ついになされ しかもまた、 歴史を自己完結的なものとして見る王充の立場にあっては、 彼自身もまた歴史の外側に身を置い

得ぬであろう。王充の思想全体を通じての独自性が、主に、「疾虚妄」(佚文)「立真偽之平」(対作)というごと き同時代思想批判にあって、 国家のあり方への主体性にもとづいた提言にはなかったこと、それは、

識の面にも現れているのである

注

- 1 歴史意識なる語についての私としての解釈は、 に記した。
- 3 2 班彪に先立っては、褚少孫の『史記』三代世表補に、黄帝の子孫たる舜・禹・契・后稷が、 拙稿「董仲舒における歴史意識の問題」(「哲学研究」 五五九、 京都哲学会)。 黄帝の徳沢により(自身
 - 拙稿「中国古代歴史意識の一考察」(「京都大学文学部研究紀要」三

彼の歴史意

あるいはその後に)天子となったとし、「夫布衣匹夫、 ついては述べていない。 安能無故而起王天下乎、 其有天命然」という。 ただし、 劉氏に

- <u>4</u> を引くごとくであろう。 これらが図讖の類を意味すること、沈欽韓『後漢書疏証』に、「春秋説題辞」「易通卦験」「尚書中候」「春秋運斗杯」
- 5 にもみえる。また後漢初に蜀に割拠した公孫述は、この説を自己のために逆用した(同公孫述伝)。 類似の説は班固より前、王莽の時の郅惲の上書(『後漢書』郅惲伝)、光武の代の蘇竟が劉龔に与えた書
- 6 王充は、「貧賎自至」「富貴自得」を、春夏秋冬の変化や「日朝出而暮入」のごとき「天道自然」 に喩える
- 7 会)「凡人窮達禍福之至、大之則命、小之則時」(福虚)などのようにも見える 彼の「自然」とは、「気」の存在・運動の自己完結性を意味するもので、 い。「気」の「自然」性については後にも触れる。 「命」「時」を並称すること、「仕宦貴賎、 治産貧富、 命与時也」(命祿)「命当貴、 自然現象の規則性が考察されているのではな 時適平、 期当乱、 **祿遭衰**
- 8 もと初秉に作るが、宮内庁書陵部蔵宋本に拠り改める。初稟篇に、「夫王者、天下之翁也、 稟命定於身中縣與与 一夫
- 9 前掲拙稿(注2)に私見を記した。

王者、天下之雄也、其命当王、王命定於懐姙」等という。

- 10 見られることは不都合であろう。彼が語増・儒増・藝増各篇で、 ただし、王充の立場からは、 であるとし、「周之取殷、与漢秦一実也」(語増)ともいうごとき古伝承批判を行ったのは、この点からも当然であ 漢がそれに匹敵するとされる堯・舜や周の世が、現実性から隔絶したヴィジョンとして 堯・舜や武王の徳についての儒家の説を「増」(誇
- 11 循環論、 またそれが尚古思想の「卑今」的傾向を抑止する機能を持つことについては、 前掲拙稿(注2)に私見を述

った。

(偶

†

12 「命」(興廃などの実態)は、 国家・王朝の「命」が、かように興廃の反復として、かつ君主など為政者の人為に左右されぬものとして考えられる それは、 国家・王朝を構成する個々人の「命」に優位しそれを支配することとなる。しかもまた、国家・王朝の 具体的には、それを構成する個々人の「命」という形でしか検証されえぬであろう。そこ

されぬまま、「国命」の概念に不透明性が残ったことを示す。 (「衆星之精」にもとづく) の総和であるに止まらず「人命に勝つ」ものとした(前論参照)のは、右のアポリアが解決 に一種のアポリアがあるが、王充が、「国命」は「上天」の「衆星」に繋がるとしつつ、しかもそれは個々人の「命」

13 編『中国哲学発展史』(秦漢、 「《論衡》 的構成及其唯物主義的特点」(「哲学研究」一九六二―四、 人民出版社、五一〇ベージ)では、王充は「下層普通地主階級」の 哲学研究雑誌社)。比較的最近には、 「思想代表」である 任継愈氏主

なお、王充の伝記の研究は数多いが、詳細なものとして近く、周桂鈿氏の「王充評伝」(「中国思想家評伝叢書」二四

14 これについては、 拙稿 「漢代の応報思想」(「東京支那学報」六)で、不十分ながら論じたことがある。

桓譚 王充評伝』所収、

南京大学出版社)がある。

彼は「方今聖世」(講瑞、 儒家の教説にいわれるごとき聖帝とは考えられていないこと、三増各篇に見られるごとくである 前引)とはいうが、これは漢が堯・舜の世に劣らぬことを説くものであり、 その堯・舜に (注10参照)。

16 れらによれば王充は、孔子の遺した経が、漢代の学術振興の結果、「善政大義」の基準として政治的有効性を発揮する 程材篇では、「法令、漢家之経」とする見解に対して、「五経亦漢家之所立、儒生善政大義、 明帝・章帝の好文に至るまでの学術の略史を記し「漢今為盛、 稽合於律、無乖異者。」として、本文に引いたごとくいい、佚文篇では、秦始皇の挾書の律、 故文繁湊也」として、本文に引いたごとくいう。こ 皆出其中。 前漢の経学興起よ

に至った、としているのであり、孔子が漢朝を予知して経を作ったとはしていない。(なお凌曙『公羊問答』巻下参